

A0101-09	近傍で火気使用と可燃物取り扱いの作業はするな		
本文	可燃物取り扱い作業を行っている近傍では、火気使用工事を行なってはならない。また、火気使用の近くでは、可燃物の取り扱い作業は禁止とする。		
リスクの種類	火災、爆発	目次: 章節	A0201
理由(何故)	可燃物(引火性)は近くに火気があると容易に着火し、火災爆発の原因となる。		
方策	<p>可燃物が内蔵されている設備の近傍でやむを得ず火気使用作業を行う場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火気使用基準を定め、遵守すること 基準には運転管理側の順守事項と火気使用者の順守事項がある</li> <li>2) 作業責任者は管理者(上司)および関係部署の火気使用の許可をとること</li> <li>3) 火気使用許可したことを運転者全員に周知すること</li> <li>4) 火気を使用する時には、監視人をおき、周囲に可燃性ガスが存在しないことを確認したうえで、防災シートによる養生、消火器を用意すること</li> </ol>		
事故例	<p>複数のタンクがあるタンクヤードにおいて、空のタンク内で改造のための火気使用工事が実施されていた。にもかかわらず、隣接するタンクでは、ポンプでの液抜きを終え、マンホールを開けて残液の回収を始めた。両タンク間に置いたガス検知器が作動したので、作業員は退避し始めたが間に合わずに火災が発生し、6人が死亡した。火気使用工事の許可・管理体制の不備もさることながら、下請を含め関係者の非常識さを示す例。 (JST 失敗知識データベース)</p>		
法的参考事項	<p>危険物に関する政令第24条二(製造所等においてはみだりに火気使用しないこと) 労働安全衛生規則第 279 条、280 条</p>		
備考	Beacon2007 年 9 月号の「火気工事許可」も類似の事故事例		